

第3次春日部市総合振興計画策定支援業務委託特記仕様書

1 委託業務名

第3次春日部市総合振興計画策定支援業務委託

2 目的

本市では、新しい春日部市の基礎づくりと持続的な発展を図ることを目的として、平成30年3月に策定した第2次春日部市総合振興計画（以下「現計画」という。）の計画期間が令和9年度をもって満了することから、令和10年度からスタートする第3次春日部市総合振興計画（以下「本計画」という。）を策定する。

本業務は、第3次春日部市総合振興計画基本構想（計画期間：令和10年度から令和19年度まで）及び前期基本計画（計画期間：令和10年度から令和14年度まで）並びに前期基本計画実施計画（計画期間：令和10年度から令和14年度まで）の策定支援を行い、策定作業を効果的・効率的に進めることを目的に実施する。

本計画の策定にあたっては、春日部市自治基本条例（平成21年条例第31号）の趣旨を尊重するとともに、本市を取り巻く社会情勢の変化に的確に対応しつつ、本市の将来像実現に向けた取組を着実に推進するために、高い専門知識と豊富な経験を有する事業者に支援業務を委託するものである。

3 委託場所

春日部市中央七丁目2番地1 政策企画課

4 委託期間

契約締結の日から令和10年3月21日（火）まで

5 業務内容

業務内容は、「第3次春日部市総合振興計画策定に関する基本方針（令和8年4月策定予定）」（以下「基本方針」という。）による基本的な考え方に基づく、本計画策定作業を確実にかつ順調に遂行するために必要となる次に示す各項目とする。

なお、本計画の策定にあたっては、社会情勢の変化や時代の潮流（ウェルビーイング、脱炭素、2040年問題等）、国の「地方創生2.0」や「地方創生に関する総合戦略」、埼玉県「第3期埼玉県まち・ひと・しごと創生総合戦略」を踏まえつつ、現計画及び各部署が所管する各個別計画等との整合を図るとともに、SDGs（持続可能な開発目標）の理念を反映し、効果的かつ実効性のある計画とする。

また、人口、経済、地域社会の課題に対して一体的に取り組む計画である「第3次春

日部市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を統合するとともに、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（平成25年法律第95号）に基づく「国土強靱化地域計画」（以下「強靱化計画」という。）と一体的に策定する。

（1）調査分析

受注者は、下記の項目について、総合振興計画の策定にあたり必要となる基礎データを収集し、これに基づき、本市の現状分析や、近隣自治体との比較分析を行うとともに、本市を取り巻く社会経済動向の整理・分析を行う。

データの収集・分析にあたっては、ウェルビーイングや子育てのしやすさなど、新しい要素を組み合わせ、多角的に分析すること。

なお、分析の結果得られた内容は、市職員の計画策定等に活用できる形に落とし込むものとし、次年度以降に市が各内容の向上度合いや改善度合いを把握できるよう、必要に応じて、成果指標などを提案できるようにしておくこと。

- ①本市を取り巻く社会経済情勢の分析
- ②本市の現状や市民意識調査その他アンケート等の調査に基づき、本市の強み、弱みの分析
- ③その他、基本方針に基づき、本計画を策定するために必要と考えられる項目

（2）第3次春日部市総合振興計画の策定支援

①全体スケジュールの作成・管理

受注者は、市が示す「第3次春日部市総合振興計画策定方針」を参考に、策定に向けての全体スケジュールを作成し、市と協議の上全体スケジュールを決定する。受注者は、決定したスケジュールに従って作業の進捗を管理し、必要に応じて市と協議を行いながら適宜見直しを図る。

②基本構想・基本計画・実施計画の策定支援

受注者は、市職員が作成する基本構想・基本計画・実施計画について、高い専門知識と豊富な経験を有する立場から助言・提案を行う。基本構想については、まちづくり市民会議等の結果を踏まえ、まちの将来像のキャッチコピー案を3案程度提案する。なお、助言・提案にあたっては、同時期に策定・改定予定の「春日部市都市計画マスタープラン」や「春日部市公共施設マネジメント基本計画」といった計画の進捗状況を熟知の上、整合を図りながら行うものとする。

③職員研修

受注者は、EBPM（根拠に基づく政策立案）の考え方を担当職員に意識させるため、主幹級以下職員を対象とした職員研修を実施する。1回あたり80人程度の参加人数とし、研修時間は1時間半程度、回数は全2回とする。また、本研修内容

を撮影したアーカイブ動画を作成し、成果物として提出することとする。

④人口ビジョンの策定

受注者は、(1)による調査分析等を反映させながら、人口ビジョンの原案を作成する。人口ビジョンの構成については、大幅なスリム化を図りつつ、後段の基本計画や統一的に策定するまち・ひと・しごと創生総合戦略との整合が図られる内容を提案すること。

(3) 策定体制における支援

受注者は、本計画を市民の意見が反映されたものとするために、市民参加により実施する下表の会議において、資料の作成、当日のファシリテーションを含む総合的な運営、会議録の作成等を行う。なお、参加者の募集及び選定、対象者への開催案内は市が行うが、無作為抽出による募集案内の作成及び送付に係る費用については、事業費に含むものとする。

会議形式はワークショップ形式を原則とするが、受注者による提案を妨げるものではない。開催にあたっては、参加者に飲み物やお菓子等を提供し、リラックスした雰囲気の中で活発な意見交換ができる場となるよう留意するとともに、本計画策定プロセスに参加することを通じて、参加者が本計画を自分事として捉えられるよう工夫を行うこと。

市民参加により実施する会議

会議名称	内容等
まちづくり市民会議	開催規模：30人規模のワークショップを4回開催する。 開催時期：令和8年9月、10月頃の平日夜間又は土日に1回2時間程度 募集方法：市の広報紙、公式ホームページ、SNSなどによる周知に加えて、18歳以上の市民を無作為抽出（3,000人程度）し、募集案内を作成・送付し参加者を募集する。
中高校生まちづくり会議	開催規模：50人規模のワークショップを1回開催する。 開催時期：令和8年9月、10月頃の土日に1回2時間程度。

(4) 第3次春日部市総合振興計画等の冊子デザインの検討と作成

①第3次春日部市総合振興計画前期基本計画・実施計画

受注者は、基本構想、基本計画及び策定に関する資料等を掲載した第3次春日部市総合振興計画前期基本計画・実施計画の冊子デザイン等の検討と作成を行う。レイア

ウト及びデザインについては、誰もが直感的に理解でき、計画の趣旨が的確に伝わるよう、図表やイラスト・写真等を取り入れ、親しみやすく読みやすいものになるよう配慮すること。なお、市から写真やイラストを提供することが難しい場合、使用にあたって著作権等の問題がなく、イメージに沿った写真やイラストを、受注者が準備すること。また、計画書（本編）の表紙については、計画書の内容にふさわしいデザイン案（カラー）を2パターン以上作成の上、最終案を絞り込むものとする。

なお、DOCX以外の形式で作成する場合は、別途DOCX形式のデータを作成し、DOCX形式のデータ作成の際には、本市がJUST Noteを利用していることを鑑み、JUST Noteを利用して問題なく閲覧・編集ができる状態にするよう留意すること。

②第3次春日部市総合振興計画（概要版）

受注者は、本計画の概要版についての冊子デザイン等の検討と作成を行う。レイアウト及びデザインについては、誰もが直感的に理解でき、計画の趣旨が的確に伝わるよう、図表やイラスト・写真等を取り入れ、親しみやすく読みやすいものになるよう配慮すること。なお、市から写真やイラストを提供することが難しい場合、使用にあたって著作権等の問題がなく、イメージに沿った写真やイラストを、受注者が準備すること。

6 打合せ

受注者は、下表に示す時期に発注者と対面にて打合せを行う。ただし、発注者が打合せを不要とした場合はこの限りではない。打合せの開催場所は春日部市役所のほか、事前に連絡調整した場所とし、旅費は事業費に含めるものとする。また、打合せの内容は記録としてまとめ、速やかに発注者に提出し、確認を受けるものとする。

なお、下表に示す打合せのほか、情報共有のために定例的に打合せを開催（オンライン・対面を問わない）するものとし、上記のほか、なお対面による打合せが必要となる場合には、双方協議の上対応を決定するものとする。

開催時期	主な打合せ内容
令和8年7月ごろ（契約締結時）	基本方針、全体スケジュール等の確認
令和8年11月ごろ	現状分析の結果報告、市民参加による会議の結果報告
令和9年2月ごろ	基本構想・体系骨子共有、意見交換
令和9年4月ごろ	基本構想素案共有、意見交換
令和9年6月ごろ	基本計画素案共有、意見交換
令和9年9月ごろ	パブコメ結果共有、意見交換
令和9年11月ごろ	基本構想・基本計画原案共有、意見交換
令和9年12月ごろ	データ納品

7 成果品

受注者は、次のものについて、原則、①JUST Office（JUST Note、JUST Calc、JUST Focus等）で編集可能な形式、②春日部市公式ホームページ掲載用のPDF形式（高圧縮及び低圧縮）の両方の形式で電子データを提供する。さらに、（1）～（3）については上記①②に加え、③印刷事業者にそのまま入稿可能な形式（アウトライン済のAI形式又は高解像度の印刷用PDF形式（フォント埋込済、断裁位置の目印等含む）等）の電子データを提供し、紙媒体でも一式作成し提出する。

（1）第3次春日部市総合振興計画前期基本計画

（基本構想・総合戦略・人口ビジョン・国土強靱化地域計画含む）

A4判、現計画同等品（ユニボイスによる音声コード入り）、フルカラー

※PDF形式の納品の際には、部ごとに区切ったデータも納品すること

（2）第3次春日部市総合振興計画（概要版）

A5判、現計画同等品（音声コード入り）、フルカラー

（3）第3次春日部市総合振興計画前期基本計画実施計画

A4判、現計画同等品、フルカラー

※PDF形式の納品の際には、部ごとに区切ったデータも納品すること

（4）関連資料一式（電子ファイル一式含む）

調査分析資料、市民・団体からの意見・提案に関する記録及びそれらを取りまとめた報告書

※上記成果品の提出期限については、発注者と受注者の協議により決定する。

8 費用負担について

受注者は、下記の費用を負担するものとする。

（1）コンサルタント人件費（ノウハウ提供等の技術料を含む）及び交通費

（2）各種資料の収集・分析に要する諸経費

（3）会議資料及び会議録の作成に要する諸経費

（4）報告書等の作成に要する諸経費

（5）ワークショップ等に要する費用（参加者の飲食物等含む）

※会場の確保、プロジェクタ等の準備は市で行う

9 その他

（1）受注者は、個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第17号）を遵守した適切な個人情報管理体制とセキュリティ体制を担保し業務を進めなければならない。

（2）受注者は、業務上知り得た個人情報等の秘密を他に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。

(3) データ保護・著作権等について

- ①受注者は、本業務の実施に当たり、知り得た機密に属する情報、本市が提供する資料・データ類及び業務内容について、業務を担当する部門以外の第三者に漏らしてはならない。また、委託業務終了後も同様とする。
 - ②受注者は、本市が事前に承諾した場合を除き、この契約の履行に伴い知り得た内容を第三者に提供してはならない。
 - ③受注者は、この契約に基づく業務を処理するため、本市から提供された資料等を本市の許諾なく複写又は複製してはならない。
 - ④受注者は、業務の履行にあたって、第三者の著作権を侵害してはならない。
 - ⑤受注者は、当該著作物に関する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を引渡時に発注者に譲渡し、著作者人格権を行使しないものとする。
- (4) 成果品納入後、受注者側の責めによる不備が発見された場合は、無償で、速やかに必要な措置を行うものとし、これに対する経費は受注者の負担とする。
- (5) 受注者は、本業務の履行にあたり、関連する法令等を遵守しなければならない。
- (6) 受注者は、本業務の目的を十分に把握し、業務を円滑に遂行するために、6に示す打合せの外、逐次発注者と連絡調整を行わなければならない。なお、連絡調整した事項は打合せ記録としてまとめ、速やかに発注者に提出し、確認を受けるものとする。
- (7) 成果品及び業務の履行のために必要な書類はカラーで作成するとともに、濃淡を調整し、網掛けで工夫するなど、ユニバーサルデザイン及びフォントに配慮し、白黒で複写した際にも分かりやすい表現とする。なお、資料作成に要する費用は受注者の負担とする。
- (8) 本業務において送信する電子メール、電子メールに添付する書類等については、コンピューターウイルス感染に対する予防、検出及び駆除のための最新の処理を実施するものとする。
- (9) 本市が策定した各種計画については、本市ホームページに公開しているものを参照することとする。
- (10) 本業務で得られた成果品の所有権、著作権及び利用権は、本市に帰属するものとする。
- (11) その他、この仕様書に定めのない事項及びこの仕様書に疑義が生じた場合は、別途協議するものとする。
- (12) この仕様書は、市が想定する最低限の業務概要を示すものであり、受注者の積極的な提案を妨げるものではない。
- (13) 受注者は、本業務に関する参考事例を収集し、事前調査を徹底することとする。また、収集した参考事例のうち、有用と判断したものについては市に提供する。
- (14) 本計画に係る事項について、今後新たな方針が国及び埼玉県から示される等、状況

が変化した場合には、発注者と協議の上、本業務内容を変更することができる。